

2009年4月1日～2012年4月3日 「石の上にも3年」だが・・・

何のこと？ 夜間学校ニュース復刊から丸3年ということ

定額給付金の受け取り方から、生活保護制度活用へ。今後は・・・

夜間学校ニュースが「復刊」したのは、今から3年前の2009年4月1日。定額給付金をなるべく多くの人が受け取ることができるように、受け取る方法を広く知らせるのが目的でした。

役所の杓子定規な手順では、定額給付金を受け取る事が出来なかつたであろう人たちも、西成労働福祉センターが連絡場所を引き受けたことで、受け取ることができました(推定で700人前後)。

勿論、あきらめない人それぞれの努力があつてのことです。が・・・。

定額給付金の支給が落ち着いた頃から、生活保護制度の活用について、情報提供を続けてきました。「もう、くどい、また同じ事やる」という声もありますが・・・。それでも、何人かのお役にはたつたのではないかと、勝手に思い込んでりしています。

今後も、「なくそう夜間宿所・炊き出し」「生活保護制度の活用で生活の転換を」の路線で頑張りたいと思います。

釜ヶ崎は、日雇労働者中心の街から、生活保護・福祉の街に変わったといわれはじめて、もう10年位になると思いま

す。

街の変化は、これからも続きます。萩之茶屋小学校は廃校となり、今宮中学校に廃校となる3校分のこどもを受け入れる新しい小学校ができます。

建物としてのセンターも、耐震強化工事が予想されています。センターの機能見直しということになれば、建て替え、あるいは単純に取り壊し、戦災復興時に立てられた元々の計画通り、公園になるということも考えられないわけではありません。

センター東側から萩之茶屋商店街につづく道路も、歩道と車道を区分し、舗装をやりかえる工事が進んで、段々と綺麗になっています。

街にすむ人の生活スタイルが変われば、街に必要な機能も変わってきます。萩之茶屋小学校の跡地をどの様に活用するか論議も盛んになるでしょう。単身高齢者の多いこの街に、あなたは、どんな

ものができればいいと思いますか？「炊き出しセンター」なんてのは、ナシ、なんせ、生保制度活用で、なくそう炊き出し・夜間宿所、ですから・・・。

市更相は釜ヶ崎（あいりん地域）の福祉相談窓口です。

夜間宿所利用・炊き出し利用、センター周辺や公園での野宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！

市立更生相談所（市更相）は、釜ヶ崎（あいりん地域）内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

役所は管轄（縄張り）にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談して下さい」といわれます。「鶴見橋商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

大阪市立更生相談所にできること

1) 医療相談

体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうことになります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましょう。入院の場合は、生活保護の医療保護（入院保護）とすることになります。

2) 施設相談

2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。最近の利用者が少ないので、断られることは少ないようです。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうことになります。市更相に持っていきましょう。市更相からの、生活ケアセンターへの紹介状を持って、三徳寮の受付に行きます。これは、生活保護法外の援助、つまり、法外援助といえます。

2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善した人は、長期の寮（生活保護施設）への入所を相談しましょう。生活保護の中の施設保護です。

3) 居宅確保相談

住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。大阪市には「生活移行支援事業」というのがあります。住居のない人については、住居を探す間や生活費を支給するための手続きをする間、寝泊まりする場所がないと住居探しなどに専念できないだろうということで、2週間程度施設で過ごすことになっています。施設の職員が、住居探しの手伝いをしてくれるほかに、手続き上のわからないことについて、助言してくれます。

注記：敷金のいらない賃貸住宅（マンション・アパート）に入る人は、入居したその日に、契約書を持って、担当の区役所へ行くことになります。保護費が下りるまでの生活費のメドを立てておく必要があります。